

令和5年度 第1回門真市社会教育委員会会議 シナリオ

会議名称	令和5年度第1回門真市社会教育委員会会議
開催日時	令和6年3月18日(月)午後2時～
開催場所	門真市役所本館4階 第10会議室
出席者	(委員) 萩原委員・横山委員・木下委員・柳田委員・橘委員・ 白土委員・北野委員 (事務局) 水野部長・山次長・清水課長・藤井課長補佐・西口課長補佐・ 勝連副参事・松本主任
案件	1. 社会教育関係団体への補助金等の交付について 2. 門真市社会教育関係団体の登録認定について 3. その他

【事務局】

それでは定刻となりましたので、令和5年度第1回門真市社会教育委員会会議を開催いたします。
開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。

まず、会議の次第でございます。

次に、「配席図」でございます。

次に、「門真市社会教育委員名簿」でございます。

資料1「関連法令抜粋」でございます。

資料2「令和5年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」でございます。

資料3「社会教育関係団体の登録に関する要綱」でございます。

資料4「門真市社会教育関係団体について」でございます。

資料5「令和5年度 門真市社会教育関係団体登録申請団体一覧」でございます。

資料6「門真市社会教育関係団体登録認定団体一覧」でございます。

以上です。

資料に不足はございませんでしょうか。

不足等がある場合は挙手にてお知らせください

次に、本日まで出席いただいている委員のみなさまを名簿順にご紹介いたします。

資料のうち委員名簿をご覧ください。

大阪樟蔭女子大学教授の はぎはら まさや 萩原 雅也 委員でございます。

大阪大谷大学教授の きのした 木下 みゆき 委員でございます。

門真市立小・中学校長会より、門真市立沖小学校校長の たちばな 橘 とものお 朋伸 委員で
ございます。

門真市人権擁護委員の ^{しらつち きよはる} 白土 清治 委員でございます。

門真市青少年指導員の ^{きたの やすお} 北野 泰男 委員でございます。

皆様、本日はよろしくお願ひいたします

なお、横山委員及び柳田委員につきましては本日ご欠席のご連絡をいただいております。

次に事務局の出席者を紹介いたします。

市民文化部部長の水野でございます。

市民文化部次長の山でございます。

生涯学習課長の清水でございます。

生涯学習課課長補佐の西口でございます。

生涯学習課主任の松本でございます。

生涯学習課の西原でございます。

そして、本日進行を務めさせていただいております、生涯学習課主査の濱田でございます、よろしくお願ひいたします。

皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

門真市社会教育委員会議運営要領におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。

本日は委員7人中、5名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

本日の進行については、お手元の次第のとおりでございます。

なお、門真市社会教育委員会議運営要領に基づき、会議は公開するとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、議長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

それでは、以降の進行について、萩原議長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

【萩原議長】

皆さん、改めましてこんにちは。少しずつ春めいてきたという感じがしますが、年度末の大変お忙しい中、会議にご参集いただきましてありがとうございます。議題をあげられていたとおり案件、3つございますが、忌憚の無いご意見を賜りますようによろしくお願ひいたします。

それでは、案件を順番に進めてまいりたいと思います。案件1 社会教育関係団体への補助金等の交付について、こちらについて事務局から説明をお願いします

【事務局】

案件1 「社会教育関係団体への補助金等の交付について」、関連する法令等を交えてご説明いたします。

資料1 「関連法令等抜粋」をご覧ください。

社会教育法第 13 条、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならない」との規定に基づき、委員のみなさまにご意見をお伺いいたします。

また、社会教育法第 12 条において、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的な支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない」とありますが、交付予定の補助金は社会教育関係団体の行う事業に対し補助するもので、補助金交付によって不当に統制的な支配を及ぼすものではなく、その事業に干渉を加えるものでもございません。

更に、本来、憲法第 89 条において、「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」に対して公金の支出は禁止されておりますが、過去の中央教育審議会の答申において、憲法にいう「教育の事業」に該当しない事業として、資料の一番下「補助対象の範囲等」に記載しております、ア～クの事業のとおり示されております。

資料 2 「令和 5 年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」をご覧ください。資料に掲げる社会教育関係団体への補助対象事業につきましては、ア～クの事業のいずれかに該当することから、憲法第 89 条にも抵触しないものと認識しております。

なお社会教育関係団体への補助金交付については、次の案件である「門真市社会教育関係団体の登録」の有無にはかかわりません。先ほどご説明申し上げました、社会教育法第 12 条や憲法第 89 条など、法的な観点から見て、これらの規定に抵触していないかどうか確認し、あくまで主として社会教育活動を行う団体に対し補助金を交付いたします。

それでは、あらためて資料 2 をご覧ください。

令和 6 年度の補助金等交付予定の団体、補助対象事業、補助対象経費、予算等を記載しております。上から順に読み上げさせていただきます。

はじめに、門真市 P T A 協議会の「研究発表大会事業」・「生活指導委員会講演会事業」・「文化交流委員会事業」に対し、門真市 P T A 協議会補助金として、10 万円予算計上しており、令和 5 年度までの執行状況により 20 万円から 10 万円に減額となっております。

各小学校区青少年育成協議会の「青少年の健全育成を目的に実施する校区パトロール活動に関する事業」・「青少年の健全育成を目的に実施する校区清掃活動に関する事業」・「青少年の健全育成にかかる研修及び啓発活動に関する事業」・「その他青少年の健全育成に関する事業」に対し、各小学校区青少年育成協議会補助金として、27 万 5 千円予算計上しております。

門真市子ども会育成連合会の「各種スポーツ大会事業」・「ジュニアリーダー養成事業」・「文化芸術啓発事業」・「研修会事業」・「大阪府子ども会育成連合会及び北河内ブロック子ども会育成連合会に対する負担金」に対し、門真市子ども会育成連合会補助金として、10 万円予算計上しております。こちらも令和 5 年度から 10 万円の減額となっております。

門真市スポーツ少年団の「門真市スポーツ少年大会事業」に対し、門真市スポーツ少年大会補助

金として、10万円の予算を計上しております。昨年の議論の中で本部補助金という名称について、見直しのご意見をいただきましたが、現要綱の改正時期の令和7年度に見直しをしております。

同じく門真市スポーツ少年団の「講習会事業」に対し、門真市スポーツ少年団本部補助金として5万円予算計上しております。

門真市体育協会の「研修会事業」に対し、門真市体育協会補助金として、2万円の予算を計上しております。

門真市校区体育祭実行委員会の「門真市校区体育祭事業」に対し、門真市校区体育祭補助金として校区内の世帯数に比例した方法で補助金額を算出し、11校区合計で172万円予算計上しております。

最後に、門真市文化協会の「文化芸術事業」に対し、門真市文化協会補助金として、15万円予算計上しております。

いずれの団体も補助対象経費につきましては、補助対象となる事業の実施に要する経費となっておりますが、総会や懇親会、役員の報酬及び食糧費は補助対象外となります。

また、交付の上限額については予算の範囲内となっております。以上でございます。

【萩原議長】

ありがとうございました。それでは、案件1につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。ご質問やご意見はございますか。発言される方は挙手をお願いします。

【木下】

門真市PTA協議会補助金及び門真市子ども会育成連合会補助金が、いずれも半減していますが、これは今年度の実施の実態に合わせてとのことなのでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。ここ数年間の実態を元に予算を実際に使用する範囲内の額で減額といたしております。

【木下】

コロナの影響で減ってそのままということではないのかって勝手に思ってしまったのですが、そういうことではないのでしょうか。

【事務局】

一部あるのかも知れないです。

【木下】

復旧していない？

【事務局】

そうですね。

【木下】

ありがとうございます。

【白土】

校区体育祭について、校区内の世帯数により定められたということで、一律じゃないんですね。校区による世帯数が基準ですか。12校区が11校区になったからではなくて、世帯数が増減しますから、そういう意味でこの金額になったのでしょうか。

【事務局】

そうですね。500世帯ずつで分けさせていただいています。
計算方法も変えさせていただいた分もありがとうございます。

【橘】

すみません、各小学校区青少年育成協議会補助金と門真市校区体育祭補助金なのですが、1校減らしているのは何か意図があるのでしょうか。

【事務局】

(各小学校区青少年育成協議会補助金については、)次の案件にもかかわってくるのですが、休会している校区がありまして、その校区分減っている状況であります。

校区体育祭に関しては、各小学校校区で行っていただいているのですが、今年度までは砂子小学校と脇田小学校が別々でしたが、令和6年度から水桜小学校として1つの小学校になりますのでその分が1校減らしている状況でございます。

【白土】

2つの小学校が統合するという形が、また2年後、3年後に予定しておりますけれども、初めはやはりそれぞれの学校で対象となって補助金が出るけれども、統合したら1つの学校ということになるのでしょうか。

【事務局】

ひとつの学校というような形に計算の方はさせていただいているのですが、地区によってはどのようにされるのか、この水桜小学校の件につきましては決定していない状況です。

【白土】

ありがとうございます。

【萩原議長】

子どもの数が減っていきませんが、基本的にはそうなっていくということですね。

10万ずつ減額ということで、総額もやっぱりだいぶ減っているということですね。やっぱり社会教育の関係団体の補助金だけが社会教育というか生涯学習の振興事業ではないのですけれども、コロナの影響もあって団体活動が少し厳しいというのはあちこちで聞きますので、ちょっと何か振興策というかね、できるだけ頑張って元気に呼びかけをしてもらえたらなと思います。あるいは新しい団体等でこの補助に絡むような団体があればできるだけそこにも新しく補助金をつけるような形で振興を図っていく。校区を中心とする活動にするとやっぱり子どもの減少に沿って地区全体の生涯学習事業が衰退していくと思いますので、別の形のものも、視野を広げていく必要があるかなと。ご検討いただければと思います。

では、他の委員から特に意見が無いようでしたら、この交付につきましては事務局の提案通りの予算額で交付いただくということで、異議なしと認めたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員全員】

はい

【萩原議長】

ではこちらは異議なしということで進めたいと思います。

では、案件2の方、「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件2「門真市社会教育関係団体の登録認定」についてご説明いたします。

資料3「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料4「門真市社会教育関係団体について」、資料5「門真市社会教育関係団体登録 申請団体一覧」、資料6「門真市社会教育関係団体登録認定団体一覧」をお手元にお出しく下さい。

まず、資料3「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料4「門真市社会教育関係団体について」をご覧ください。

本制度は、学習や文化、スポーツ、ボランティア活動など、自主的、自律的な活動を行っている団体を対象に、その活動を活性化し支援する基盤の整備をすること、そしてそれらを通し市全体の生涯学習の発展・振興を図ることを趣旨としております。

登録要件としては、社会教育活動をしており、資料3の第2条に掲げる要件を満たすことが必要であるため、社会教育法第10条において規定されております、「法人であると否とを問わず、公の

支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」という、社会教育関係団体の定義に当てはまる団体であっても、要件を満たさないなどの理由により登録されていない団体もいらっしゃいます。

なお、本制度に登録していただくことのメリットといたしましては、資料4の下部にある枠かこみの、市内公共施設使用料の減免、市と団体相互の情報発信、今後の連携に繋げるためのネットワーク作りなどがございますので、本制度をとおした社会教育の振興のため、要件は満たしているものの登録されていない団体への声掛けや、ホームページへの掲載などを通じて、引き続き本制度の促進を図ってまいります。

団体登録にあたりましては、資料3の第3条に定めておりますとおり、申請書に加え、団体の規約又は会則、役員・会員名簿、事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算書を提出していただいたうえで、社会教育委員会に諮り登録を認定されることが必要であり、現在門真市

社会教育関係団体として登録されている団体は、資料6でお示ししております26団体でございます。

登録の有効期間は登録証の交付の日から3年以内であり、有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は更新手続きをしていただく必要がございます。

この度、令和6年3月31日をもって登録有効期限を迎える団体は12件あり、8件の団体から更新の申請がありました。当該団体については資料5でお示ししております。

つきましては、資料3「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」の第4条、「登録の可否については社会教育委員会に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

なお、申請のあったすべての団体について、登録の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

資料5をお手元にお出してください。

上から順に申請のありました団体名を読み上げさせていただきます。

まず「門真市民ミュージカル」、次に「門真市青少年育成協議会連合会」、次に「門真校区青少年育成協議会」、次に「大和田校区青少年育成協議会」、次に「二島校区青少年育成協議会」、次に「五月田校区青少年育成協議会」、次に「門真みらい校区青少年育成協議会」、最後に「愛好会親睦バレーボール」の計8団体でございます。

それぞれ団体の目的や活動実績等も記載しておりますので、参考までにご覧ください。

それでは、全ての団体が登録要件を満たしておりますので、このまま登録の決定の手続きを進めさせていただいてよろしいか、ご意見をいただけたらと思います。

【萩原議長】

ありがとうございました。ただ今、案件2について、事務局より説明をいただきましたけれども、こちらについてご意見やご質問等お受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

【北野委員】

今、説明のあった中で、資料6では登録有効期限の団体が12団体、資料5では申請されている団体が8団体ということで、4団体ほど申請されていないが何か理由があるのでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。今年度、令和6年3月31日をもって登録有効期限を迎える12団体のうち、今回申請の無かった団体は上野口校区青少年育成協議会、速見校区青少年育成協議会、北巢本校区青少年育成協議会、東校区青少年育成協議会の4団体となっております。このうち速見校区と北巢本校区の青少年育成協議会については、先ほどお答えしました通り、現在休会中となっておりますので、更新の申請は提出ございませんでした。また、残りの上野口校区と東校区につきましては、コロナ禍以降、主だった活動ができておらず、今後活動が再び活性化していった際に改めて登録したいという旨の連絡をいただいておりますので、今回は更新を見送るという形となります。

【北野委員】

ありがとうございました。

【萩原議長】

資料5の方で活動実績のところ、門真校区青少年育成協議会のところ、活動内容が令和4年の実績がないということなのですか、これは何か理由があるのでしょうか。

【事務局】

こちらについても上野口校区と東校区と同様の形で、コロナ以降の活動はできていないという風に会長さんから聞いておりました。ただ上野口と東とは別で違ったところとしましては、来年度から活動できる範囲で活動が活発化していく感じでもあるということで更新していただいている状況であります。活動はできていないものの、収支報告書等の資料はいただいておりますので、そちらを確認して問題ないということで本会議に諮らせていただいております。

【木下委員】

速見と北巢本、休会中のところは別として、今回申請されなかったところがあり、そして今回事業の活動内容の実績で五月田ですか、何かこんなに地域差があって、盛んにされているところと、休会は別ですけれども休止していて申請されなかったところ、この違いというか格差じゃないですけれども、地域差みたいなものを放置しておいていいのかなというのがすごく気になったところなのですか、そんなのを門真市内の子どもたちの育成とかそういうことを考えましたら、そのあたりはどのように考えたらいいのかなと思ったところです。

【事務局】

門真市青少年育成協議会以外にも学校や地域を結ぶ団体もたくさんございまして、そういった団体とうまく協力して活動していく団体、たとえば五月田校区なんかはそういう形なのかなと思いますし、他の団体とうまく協力、連携をとってイベントや行事に取り組んでいけている校区と個別での活動になっている校区のところに差が生じているのかなと思いますので、そのあたりは団体間がもう少し連携をとって進めていただければなと思っています。

【木下委員】

活動が盛んにできないところについて、生涯学習課さんの方に相談があったりはするのですか。

【事務局】

こういうことをしたいとか、こういう学校から要望があったなど、地域の方からご相談いただいたりすることはあるのですけれども、それに応じて、この活動であればこの団体として活動してみたいかかでしょうということや、より学校とのかかわりが強いことに関しては、また別の団体でやってみたらどうですかなど、一人の方が複数の団体と兼務していただいているケースもございまして、それぞれのニーズに合った団体での活動をお勧めしております。

【木下委員】

ありがとうございます。

【萩原議長】

五月田校区の、七中校区フェスティバルをやっておられたり、二十歳のつどいですか、これの参加協力をやられたり、校区の中学校とかと連携を取られてそういう事とかをされているのですよね。予算だけを見ますと、二島校区とは随分予算の差があるのですけれども、活動自体は比較的活発にされているなど。やっぱりコロナの影響とかも、令和4年度の実績ということで色濃く出ているかなと思います。このあたりも振興に向けて手助けといいますか、やっていただければと思います。提案ですが、今年申請されなかった4つの青少年育成協議会については1年たてばまた申請できれば、7年の4月から登録がまた可能ということなので、ぜひその辺も近づいてきたら声を掛けていただいたらどうですか。また来年の3月で期限を迎えるところあると思うので。

予算の減額なんて、関係団体の登録数も減るということで、社会教育活動がやはり外から見ると停滞してきているように見えるので、その辺今後どういう風に進行していくのか、既存の団体だけでなく、ちょっと違う活動に声をかけるとか。あるいは今、部活の地域移行を各市によると思いが、その辺に社会教育がうまくつながっていくって、子どもたちのスポーツ活動や文化活動の受け皿を社会教育の方で目に見える形で進行していくのも一つ今後のあり方かなと思うので、そういうこともぜひご検討いただければと思います。

他はよろしいでしょうか。それでは案件2におきましても事務局からお示しいたきました通りということで進めていただければと思います。

それでは案件3（その他）で何かございますか。よろしいですか。

では、少し早いですが今年がすべて終了ということになりました。皆さんご協力ありがとうございました。

【委員全員】

ありがとうございました。

【萩原議長】

では、以上をもちまして、社会教育委員会議を終了いたします。

ありがとうございました。